

(18) 運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物

提案基準18「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」

自然的土地利用と調和のとれた運動・レジャー施設又は墓地に管理上又は利用増進上併設される併設建築物で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

なお、第二種特定工作物に係る併設建築物については、本提案基準は適用しない。

- 1 「運動・レジャー施設」は、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) ゴルフコース又は令第1条第2項第1号に該当する工作物であること。
 - (2) 県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられたキャンプ場、ピクニック緑地等で、地域振興に資すると当該市町村長が認める施設であること。
- 2 「墓地」は、墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地であること。
- 3 予定建築物は、物理的及び機能的にみて当該運動・レジャー施設又は墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物で、規模、設計、配置、内容等が適切であり、かつ、原則として次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 用途は、次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 要件1(1)に該当する場合は、管理事務所、休憩所、クラブハウス等であること。
 - イ 要件1(2)に該当する場合は、管理事務所、炊事場、便所等であること。
 - ウ 墓地は、管理事務所、便所、納骨堂等であること。
 - (2) 容積率は、4パーセント以下であること。
 - (3) 建蔽率は、2パーセント以下であること。
- 4 敷地の規模は、運動・レジャー施設にあつては、おおむね0.3ヘクタール以上、墓地にあつては、0.1ヘクタール以上であること。
- 5 地元市町村の土地利用計画において、環境の保全等に支障がないと認められること。

<留意事項>

- ア 自然的土地利用と調和のとれた運動・レジャー施設には、騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるものは該当しない。
- イ 墓地には、ペット霊園は該当しない。
- ウ 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう。
- エ ふるさとの保全と活用の方針とは、県との協議を経て市町村が策定し公表されたものをいう。

オ 「ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられたキャンプ場、ピクニック緑地等で、地域振興に資すると当該市町村長が認める施設」であるかについては市町村長の意見書により確認する。

なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。

カ 「地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること」については、地元市町村の環境の保全上等に支障がない旨の当該市町村長の意見書により確認する。

キ 墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物には、葬祭場等は含まない。

【解説P65参照】